

# 一般社団法人ディバースライン

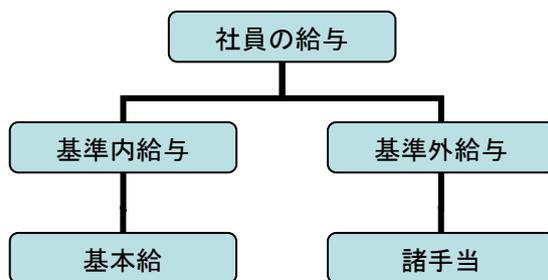
## 社員給与規程

### 第一章 総則

第 1 条 この規程は、一般社団法人ディバースライン（以下「当法人」という。）定款第 25 条の規定に基づき、当法人の社員に対する給与の決定、計算および支払の方法、締切および支払の時期ならびに昇給に関する定めをすることを目的とする。

第 2 条 社員の給与は、社会的水準、会社の支払能力、物価、本人の能力、年齢、勤続、職責などを考慮して決める。

第 3 条 社員の給与は、基準内給与と基準外給与に分け、その構成は次のとおりとする。



第 4 条 社員の給与は毎月 1 日より月末までの分を翌月 25 日に支払う。

2 前項の支払日が休日にあたる場合は前日に支払う。

第 5 条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、社員の請求により給与支払日の前であっても既往の就労に対する給与を支払う。

- ①社員の死亡、退職、または解雇（懲戒解雇を含む）のとき
- ②社員またはその収入によって生計を維持する者が結婚、出産、死亡または疾病にかかり、あるいは災害を受け臨時に出費を必要とするとき
- ③社員またはその収入によって生計を維持する者が、やむを得ない事由により一週間以上帰郷するとき
- ④その他事情やむを得ないと会社が認めたとき

第 6 条 社員の給与の支払形態は月給制とする。

第 7 条 給与締切期間中の中途において、入社または退社した者の当該締切期間の給与は、入社以降または退社までの日数について日割り計算により支給する。

その計算式は次のとおりとする。

基準内給与 ÷ 1 ヶ月平均所定労働日数 × 出勤日数

第 8 条 社員の給与は、本人の希望する金融機関の本人名義口座に振込みを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、給与から控除する。

- ①源泉所得税
- ②市町村民税、都区民税、道府県民税
- ③健康保険料個人負担分
- ④厚生年金保険個人負担分
- ⑤雇用保険個人負担分
- ⑥労使協定により控除できるものとしたもの

## 第二章 基準内給与

第 9 条 基本給は、80,000 円とする。

## 第三章 基準外給与

第 10 条 当法人は、業務上必要と認めた場合には、諸手当を支給することがある。詳細はその都度決定する。

## 第四章 昇給等

第 11 条 当法人は、社員の職務遂行能力、責任感、企画力、判断力、勤務成績等勘案のうえ、昇給を行うことがある。

付 則

1. この規程は、令和 4 年 11 月 1 日より施行する。

以上